

任意の公開・提供

法令等の規定により閲覧などができるもの、図書館での圖書の閲覧や貸出し、その他従来から情報の提供を行って来たものについては、今までどおり閲覧などができます。また、前に掲げました「情報公開を請求できる人」、「対象となる行政情報」以外の人・情報についても、任意な形式での情報公開・情報提供を行うよう努めますので、ご相談ください。

個人情報保護制度とは

町では、公共の福祉と町民の皆さんの安全で健康的な生活を保持し増進するために各種の事務事業を行っており、そのための基礎資料として皆さんの個人に関する様々な情報（例えば、年収、家族構成、傷病歴等）を保有しています。これらの情報は、皆さんのプライバシーにかかわる情報であり、皆さんの基本的人権と密接に関連したものです。個人情報保護制度では、皆さんから町政への信頼をより一層深めていただくために、町が保有している町民の皆さんの個人情報のみだりに第三者に漏えいしたり、目的外に利用されることのないよう適正に管理すること。また、皆さんが自分の個人情報についての正確性を求める

個人情報の収集

町が皆さんの個人情報を収集するときは、次のようにします。
(1)町の事務事業の目的達成のために必要最小限の情報に限りて収集します。
(2)個人の思想、信条、宗教、その他の情報は、法令等の規定によるもの以外原則的に収集しません。
(3)個人情報を収集するときには、その収集の目的を明らかにし、原則として本人から直接収集します。

個人情報の利用

法令等の定めがあるとき、皆さんの同意があるとき等を除き、個人情報の収集の目的以外の目的での利用及び外部への情報提供はしません。

自己情報の権利保障

皆さんは、町が保有する皆さん自身の個人情報について、次に掲げる請求をする事ができます。
(1)自分の個人情報が、どのように記録されているかを知るための閲覧・写しの交付
(2)自分の個人情報の記録が事実と違っている場合の訂正
(3)自分の個人情報に不必要な情報がある場合の削除
(4)自分の個人情報が正当な理由なく目的外に利用され、または外部に提供されている場合の目的外利用の中止

個人情報の管理

町が皆さんの個人情報を保有・管理するときは、次のようにします。
(1)個人情報が漏えい、改ざん、破損、滅失することのないよう適正に管理し、事故防止に努めます。個人情報の処理を外部に委託する場合についても、受託者に対し、個人情報保護に関しての必要な措置を講じさせます。
(2)個人情報が正確で最新なものであるよう適切な措置を行います。
(3)個人情報が正確で正当に利用されているかどうかについて、皆さん自身が確認し、訂正等が請求できる権利を保障します。
(4)事務事業の目的を達成した個人情報は、確

本人も閲覧ができない自己情報

個人情報の本人は、原則的には常に自分の情報を閲覧し訂正等を請求することができますが、次に掲げる個人情報については、請求に応じられない場合があります。
(1)法令等の規定により明らかに本人にも開示することができないとされている情報
(2)個人の評価、診断など客観的ではない項目

が含まれている情報
(3)開示することにより公正かつ適切な行政執行に著しい支障が生ずるおそれのある情報

自己情報の閲覧等の請求方法

自分の個人情報を閲覧・訂正等する場合は、本人であることを明らかにした上で、請求書を総務課に提出してください。閲覧の請求については、応ずるかどうかの通知を15日以内に行いますので、閲覧できる場合は、指定された日時・場所で閲覧してください。また、訂正等については、請求書提出時に事実を証する資料を添付していただき、原則として30日以内に訂正するかどうかの通知を行います。なお、閲覧については、情報公開と同様、申し出により実費でコピー（複写）することができますので、ご相談ください。

行政不服審査制度とは

情報公開、個人情報開示・訂正等の請求に対する非公開・不開示等の決定に不服がある場合は、不服申立てをすることができます。この不服申立てがあった場合は、第三者機関である「黒埼町情報公開及び個人情報保護審査会」において、その決定が正しいかどうかについて審議を行い、実施機関に答申します。ただし、この制度は、任意の情報公開の申し出には適用しません。

少ない出費で効果的な医療を受ける3つのポイント

問い合わせ 保健衛生課 ☎377-3101 内線122

かかりつけ医をもと

大病院に行って、長時間待たされたあげく、診察は数分間だったということはありませんか？
身近にかかりつけ医をもち、そのかかりつけ医の診察を受け、必要なときは紹介状を書いてもらって、大病院で受診するようにしましょう。
かかりつけ医をもてば、病気の治療だけでなく、総合的な健康管理のアドバイスもしてくれます。また、日常の健康状態や病状の経過を把握しているの、なにかあったときにとても安心です。

●紹介患者加算
病院で初診のとき、診療所などからの紹介状をもって行くと紹介患者加算が初診料に上乗せされますが、これには保険が適用されます。ベッド数が200床以上の病院では、初診のときに紹介状がないと、病院が独自に定めた特別料金を請求してもよいことになっており、この特別料金には保険は適用されません。かかりつけ医の紹介状をもって病院に行きましょう。

はしご受診や重複受診はやめよう

ひとつの病気で、同じ日に複数の病院にかかったり（重複受診）、その月内に医療機関を転々として（はしご受診）いませんか？
受診のたびに初診から始まって同じような検査・処置・投薬を繰り返しますと、医療費が2倍、3倍とはねあがるばかりでなく、多種類の薬の飲み過ぎなどでかえって病気を悪化させてしまうこともあります。
最初に受診した医師とよく相談し、どうしても納得できないとき以外は、むやみなはしご受診や重複受診は慎みましょう。

●時間外受診はやめよう
深夜、休日、時間外に受診すれば、診察料に割増料金が加算されます。突然はげしい病状におそわれた、というような場合は別にして、軽い症状と思われるようなときにはできるだけ時間内に、診察を受けましょう。

インフォームドコンセント（医師の説明と患者の納得）を

病気で初診から治療方法までのすべてを、「お医者さん」にまかせきりにしていませんか。最近では患者も医師から十分な説明を受けることによって、検査や治療方法を理解し、同意したうえで、納得のいく治療を受けるべきだという考え方がひろまっています。そのためには、医師と積極的に十分なコミュニケーションをとるようにしましょう。たとえば、薬剤をもらうときには、その服用の仕方や副作用などについてもきちんと確認しておくことも必要です。
このようにインフォームドコンセントをとることによって、納得のいく医療を受けられ、結果として必要以上の検査や薬剤が省かれ、医療費の適正化につながるようになります。

●医療記録をつけよう
～医療費通知も大切に～
医療機関に受診した場合は、①受診日②医療機関名③病名や症状④診療の内容⑤自己負担額等を記録するよう心がけましょう。次の受診のときの参考になり、医療費のムダを防ぐこともできます。
また、支払った医療費を記録して領収書をとっておき、健康保険からの医療費通知と間違いがないか確認するようにしましょう。